

---

# 潜水装置規則

規則

## 2021年 第1回 一部改正

2021年6月30日 規則 第23号

2021年1月27日 技術委員会 審議

2021年6月4日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2021年6月30日 規則 第23号  
潜水装置規則の一部を改正する規則

「潜水装置規則」の一部を次のように改正する。

## 2章 潜水装置の検査

### 2.2 登録検査

#### 2.2.1 一般

-1.を次のように改める。

-1. 本会は、潜水装置全般について、**2.2.3** から **2.2.9** に定める試験及び検査を行うとき立会を行う。当該試験及び検査（**2.2.9** に定めるものを除く。）の実施にあつては、通常の試験及び検査の方法と異なる本会が適当と認める試験及び検査の方法で行うことを認める場合がある。

### 附 則

1. この規則は、2021年7月1日から施行する。

---

# 潜水装置規則検査要領

要  
領

**2021年 第1回 一部改正**

2021年6月30日 達 第20号

2021年1月27日 技術委員会 審議

2021年6月30日 達 第20号  
潜水装置規則検査要領の一部を改正する達

「潜水装置規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## 2章 潜水装置の検査

2.2 として次の1節を加える。

### **2.2 登録検査**

#### **2.2.1 一般**

規則 2.2.1-1.にいう「本会が適当と認める試験及び検査の方法」とは、通常の試験及び検査（以下、本条において「検査」という。）において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。

### 附 則

1. この達は、2021年7月1日から施行する。